

第1章 大規模小売店舗による地域貢献等の取組

1 協力をお願いする大規模小売店舗

柳井市内において既に設置されている大規模小売店舗(大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定される大規模小売店舗。以下「大規模小売店舗」とする。)のうち店舗面積が、6,000㎡以下1,000㎡超の店舗。

2 地域貢献活動計画書の提出

(1) 大規模小売店舗の設置者と小売業者(以下「大規模小売店舗の設置者等」という。)による地域貢献活動計画書の提出

提出時期

本ガイドライン施行日において既に設置されている大規模小売店舗
施行日から6ヶ月以内

内容に変更があった場合、随時変更計画書を提出してください。

提出先

市長(柳井市経済部商工観光課)

提出書類

地域貢献活動計画書(別記第1号様式)

(2) 大規模小売店舗の設置者等によるその他の小売業者への地域貢献活動計画書の周知徹底

大規模小売店舗の設置者等は、提出した地域貢献計画書について、その他の小売業者も同様の地域貢献活動が実施できるように周知を徹底してください。

大規模小売店舗の設置者等とその他の小売業者連名での計画書提出を推奨します。

(3) 市等による地域貢献活動計画書等の公表

市が受理した地域貢献活動計画書及び実績報告書は、市のホームページ上で公表します。

また、大規模小売店舗の設置者等におかれましても計画書等についての掲示をお願いします。

3 地域貢献活動の実施

(1) 大規模小売店舗の設置者等による地域貢献活動担当窓口の設置

地域貢献活動担当窓口設置報告書の提出

大規模小売店舗の設置者等は、地域貢献活動に関する担当窓口を設置し、地域貢献活動担当窓口設置報告書を市長に提出してください。

提出時期

地域貢献活動計画書の提出時

内容に変更があった場合、随時変更設置報告書を提出してください。

提出先

市長（柳井市経済部商工観光課）

提出書類

地域貢献活動担当窓口設置報告書（別記第2号様式）

(2) 大規模小売店舗の設置者等による地域貢献活動実績報告書の提出

提出時期

地域貢献活動計画書の提出日から2年が経過するまでに提出してください。

提出先

市長（柳井市経済部商工観光課）

提出書類

地域貢献活動実績報告書（別記第3号様式）

4 施行時期等

本ガイドラインは、平成21年4月1日から施行します。

第2章 大規模小売店舗に求める地域貢献活動の事例

1 地域づくりへの参画・協力

市やまちづくり団体等が進める地域づくりへの協力

- ・ 中心市街地の活性化のために実施される各種の取組に対する参画や、まちづくり機関等に対するまちづくりに必要なノウハウを有する人材の紹介等
- ・ 景観づくり、環境対策及び国際交流など、市・地域が進める地域づくりの取組への協力

祭りや各種行事を実施する団体への協力

- ・ 地域の祭りや伝統行事、レクリエーション・スポーツ大会等の各種行事を実施する自治会及び青年団等の活動への参加・協力、活動場所の提供等

ボランティア・NPO団体等の活動や地域文化活動への協力

- ・ 地域で行われる社会福祉協議会・ボランティア・NPO団体等の活動や様々な文化活動に対する参加・協力

地域住民のためのコミュニティスペースの提供

- ・ 地域のコミュニティ意識の醸成のため、地域の人がいいつでも気軽に立ち寄り、交流を深めることができるスペースの提供等

2 地域産業の活性化

柳井商工会議所、大畠商工会等への加入

- ・ 設置者及びテナント事業者の商工会議所、商工会及び商店会等への加入

商店街の実施するイベント等への協力

- ・ 近隣商店街や柳井商工会議所・大畠商工会等が実施する共同売出し等のイベントへの参加・協力等

商店街等への情報提供・技術支援

- ・ 商店街等の店舗運営に必要なノウハウを有する人材の紹介や情報提供・技術支援

地域の商工業者が行う商品開発等に対する支援

- ・ 地域の商工業者からの依頼に基づく商品開発等に対する支援・指導等

地域の事業者・卸売業者との取引促進

- ・地域の事業者との取引促進及びテナント事業者に対する市内事業者との取引の奨励

地域の商業者のテナント入居促進

- ・地域商業者のテナント入居への積極的な配慮

地元産品コーナーの設置など、地元産品の積極的なPRと販売等

- ・市内農協・漁協や市場等との地元農林水産物や加工品の取引の促進
- ・地元産材を積極的に活用する等、地元産品の販売や需要拡大への協力
- ・地産・地消の推進に向けた取組等への協力

店舗建築における地元産材の積極的活用等

- ・内外装や商品棚等の資材への地元産材の活用
- ・店舗建築における地域の伝統技術等の活用、地元事業者への発注等

3 雇用の確保

地域からの雇用の促進

- ・従業員の地域からの優先的な採用

安定的雇用の確保

- ・正社員採用への配慮

障害のある人や高齢者の雇用の促進

- ・障害者の雇用の促進等に関する法律及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の遵守、これらの法律の基準を上回る積極的な雇用の促進

女性雇用の促進

- ・結婚や出産・育児を機に退職した女性の積極的な再雇用
- ・母子家庭の母の積極的な雇用

インターンシップへの協力

- ・地元の大学、専門学校、高校等からのインターンシップの受入れ

従業員の職業キャリア形成への支援

- ・採用後の各種資格の取得促進や研修等による従業員の資質向上への積極的な取組

4 環境・景観への配慮

水保全対策・水循環確保の実施

- ・駐車場の透水性舗装や屋根雨水の貯留浸透施設設置等による雨水の貯留浸透対策の推進
- ・店舗排水処理対策の推進
- ・樹木への散水や掃除に使用する雑用水への雨水の利用

騒音対策の実施

- ・深夜・早朝における静穏な生活環境の保持
- ・遮音壁等の設置や緑地帯の確保による騒音の緩和
- ・荷さばき作業や営業宣伝活動に伴う騒音に対する配慮
- ・冷却塔、室外機、送風機等の低騒音機器の導入

ヒートアイランド・地球温暖化等対策の実施

- ・敷地内の緑化及び店舗屋上・壁面の緑化の推進
- ・駐車場内におけるアイドリングストップの呼びかけ

ISO14001等の認証取得

- ・環境マネジメントシステムに関する国際規格であるISO14001等の認証取得

「ノーレジ袋」、トレイ削減、包装の簡素化等による廃棄物抑制対策の実施

- ・量売りやマイバッグ持参運動等を通じた「ノーレジ袋」化やトレイ削減の推進
- ・包装紙・紙袋の簡素化等による簡易包装の励行

リサイクル対策等の推進

- ・リサイクル製品の販売とグリーン購入の実践
- ・分別排出・分別収集・再商品化の徹底や資源回収ボックスの設置
- ・食品廃棄物の排出抑制や生ゴミの堆肥化等の再利用の促進
- ・店舗建築におけるリサイクル製品の積極的な利活用

適切な廃棄物等の処理や環境美化対策の実施

- ・周辺への悪臭や衛生上の問題に配慮した適切な対策の実施
- ・定期的な店舗周辺の清掃美化活動の実施
- ・ゴミ箱の適切な設置による来客者のポイ捨ての防止

光害対策の実施

- ・周辺住民や農作物等に悪影響を与えないような屋外照明や広告塔照明等の適切な設置・運用（配置場所、下方点灯の器具の使用、方向、強さ及び点灯時間等）

過剰な照明の削減や空調温度の適切な設定

- ・過剰な照明の削減と省エネ型の照明器具の設置及び定期的な清掃や保守点検の実施
- ・冷暖房設備の適切な温度設定

新エネルギー・省エネルギー設備の設置

- ・太陽光発電装置や小型風力発電装置等の新エネルギー設備の設置
- ・断熱素材の使用、コジェネレーション設備等の設置

地域が進める景観・街並みづくりや緑化への協力

- ・店舗等の形態意匠（形・色・模様等）の街並みとの調和
- ・地域の良好な景観形成に向けた取組への積極的な協力
- ・植栽等による緑化の推進
- ・屋外広告物における地域の景観への配慮

5 こども、高齢者、障害のある人等への配慮

店舗等へのユニバーサルデザインの導入

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「山口県福祉のまちづくり条例」に基づくこども、子育て家庭や高齢者、障害のある人等に優しい誰もが利用しやすい店舗づくりへの配慮
- ・「赤ちゃん休憩室」等の設置
- ・「つどいの広場」等の親子の居場所として、店舗の一部の提供

ユニバーサルデザインに配慮した広告等

- ・売り出し広告、店頭での案内表示及びホームページにおける文字の大きさ、色づかい等におけるユニバーサルデザインへの配慮

物販を通じたユニバーサルデザインの普及への協力

- ・ユニバーサルデザイン関連商品の取扱いや同商品コーナーの設置等によるユニバーサルデザインの普及への協力
- ・ユニバーサルデザインに配慮したサービス・情報の提供
- ・従業員研修等を通じた従業員への「ユニバーサルデザイン意識」の啓発

地域商店街等へのユニバーサルデザインの普及への協力

- ・地域商店街等に対するユニバーサルデザインに関連したノウハウの提供

障害のある人が製作した授産製品の展示・販売等の取組への協力

- ・障害のある人が製作した授産製品の展示会や定期的な商品販売への販売スペースの提供

育児・介護への支援

- ・託児所等の設置
- ・短時間勤務制度の導入等
- ・男性社員を含めた育児・介護休業取得等への配慮

次世代育成支援企業認定制度の認証取得

- ・子育て支援策の一環としての次世代育成支援企業認定制度の認証取得への積極的な取組

こどもたちの健全な育成への支援

- ・スポーツ少年団や地域のスポーツ活動に対する参加・協力
- ・こども図書コーナーの設置
- ・小学生の社会見学や中学生の体験学習の受入れ
- ・食育推進活動への協力

6 安心・安全対策

災害時の避難場所や物資の提供

- ・災害時における避難場所、救護場所及び資機材や車両の一時集積・駐車場所として駐車場敷地等の提供
- ・災害時における市町等からの緊急物資の提供依頼に対する協力

災害時における地域との連携やボランティア活動への支援

- ・災害発生時における地域住民との共助による救助活動の実施
- ・応急復旧活動への従業員の参加等による防災活動における地域住民との連携
- ・県内被災地への災害ボランティアとしての従業員の積極的な派遣

- ・ ボランティア休暇取得に対する環境整備

防災訓練等への参加・協力

- ・ 地域で実施される防災訓練等への積極的な参加・協力

救急救命の取組の確保

- ・ A E D設置救急ステーション認定取得への積極的な取組

実効性ある万引き防止等防犯対策の実施

- ・ 見通しを確保した商品陳列、防犯カメラの設置及び制服警備員による警備の強化等
- ・ 人通りの少ない場所における制服警備員や従業員による定期的な巡回、照明、防犯カメラの設置等犯罪や非行防止対策等の実施
- ・ 地域で行われる防犯活動への積極的な参加・協力

深夜営業時及び営業時間外の防犯・青少年非行防止対策の実施

- ・ 防犯や青少年非行防止のための声かけ、深夜営業時の警備強化、深夜営業の自粛
- ・ 営業時間外における駐車場の出入口の施錠及び適切な照明の設置、警備員の巡回等

緊急通報体制の確立

- ・ 店舗及び店舗周辺での事件発生時における警察への通報要領の策定及び迅速な避難誘導措置等

交通安全対策及び交通渋滞対策の実施

- ・ 駐車場出入口における交通整理員の適正配置による歩行者等の交通弱者に対する配慮
- ・ 出入口の位置の工夫等による交通安全への配慮
- ・ 繁忙期や混雑時間帯における公共交通機関の利用や自家用車使用の自粛の呼びかけ

市が進める交通対策や交通安全運動等への参加・協力

- ・ 地域で行われる各種交通安全運動等への参加・協力
- ・ 店内放送による交通事故防止啓発、交通安全ポスター等の掲示

車を運転しない方への配慮や歩行者の安心・安全のための通り抜け通

路の確保

- ・公共交通機関を利用できない場所に立地する場合のシャトルバスの運行
- ・駐車場内の買い物客の歩行者通路の確保
- ・店舗周辺の歩行者の利便性を考慮した店舗敷地内における通り抜け通路の確保

高齢運転者等への配慮

- ・高齢運転者や障害のある人が優先的に駐車できる駐車枠の確保

7 撤退時の対応

早期の情報提供等

- ・地域商業活動からの撤退やその後の対応策に関する早期の情報開示、地域住民、県及び市への十分な情報提供

後継店の確保

- ・失業の発生や住民の買い物の利便性の低下を極力抑えるための後継店・大型店承継者の確保への努力

従業員の雇用の確保

- ・従業員の配置転換や再就職支援等による雇用確保の努力

取引先企業に対する対応

- ・店舗閉鎖情報の早期提供や後継店の紹介等による取引先企業の経営悪化防止への配慮

店舗閉鎖に伴う環境悪化の防止

- ・適切な建物管理による店舗閉鎖に伴う周辺環境悪化の防止

再利用可能な建物の建築

- ・撤退後も再利用可能な店舗建築の設計・レイアウト・資材への配慮

ガイドライン実施の流れ

柳井市ガイドライン施行日（平成21年4月1日）において既に設置されている1,000㎡超～6,000㎡以下の店舗。



- ・地域貢献活動計画書（様式第1号）
 - ・地域貢献活動担当窓口設置報告書（様式第2号）
- 柳井市ガイドライン施行日から6ヶ月以内に柳井市へ提出してください。



地域貢献活動計画書について、その他の小売業者も同様の地域貢献活動ができるよう周知徹底。



- ・地域貢献活動実績報告書（様式第3号）
- 地域貢献活動計画書の提出日から2年が経過するまでに提出してください。

参考

山口県ガイドライン施行日（平成19年4月1日）において既に設置されている6,000㎡以上の店舗。
山口県のガイドラインに従ってください。

山口県ガイドライン施行日（平成19年4月1日）以降に設置された1,000㎡超の店舗。
山口県のガイドラインに従ってください。